

第10回 那珂川市農業委員会会議録

令和5年1月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和4年度第10回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

【議案】

第44号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第45号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件)

第46号 農用地利用集積計画の利用権設定について(2件)

第47号 非農地証明について(2件)

【報告】

第25号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について(1件)

第26号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

(5件)

第27号 専決処分について

農地法第29条第1項第1号の届出（農業用倉庫）について(1件)

第28号 専決処分について 農地改良行為届出書について

【その他】

①申請書類の様式変更について

<出席委員>

農業委員

会長 結城 五子 1番 佐伯 隆嘉 2番 高橋 堅

3番 山崎 美代子 4番 白水 正彦 5番 内野 学

6番 上野 信之 7番 佐伯 久典

農地利用最適化推進委員

1番 久我 一徳 2番 添田 英一 3番 八尋 博基

4番 真鍋 利明 5番 重松 栄作

<欠席委員 >

なし

<事務局>

事務局長 真鍋 勝大

係長 藤野 尊

書記 手嶋 雄美子

開会（午前9時30分）	
議長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。ただいまから、令和4年度第10回農業委員会総会を開会します。では、議案審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行いません。4番、白水正彦委員と、5番、内野学委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>審議に入ります。議案第44号番号1農地法第3条の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号番号1農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。議案書の1ページをお願いします。資料編は1、2ページになります。譲受人と譲渡人の住所、氏名、申請地の所在地、地目、面積は議案書に記載のとおりです。譲受人の耕作反別は、3,497平米、譲渡人と譲受人は親子で、生前贈与になります。議案書の2ページから7ページに申請書、8ページから12ページに登記事項証明書、13ページに字図、14ページに位置図を添付しております。</p> <p>資料編1ページをお願いします。申請書類等の記載から、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第7号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。以上です。</p>
議長	では、担当推進委員の意見をお願いします。
推進委員	<p>現地の方は12月13日の日に行きました。資料編の2ページにあるように〇〇-1と〇〇-2は田んぼで、□□番は畑になっています。△番については、道もないようなところでして、念のため確認しに行きましたが、現地は杉林で、近所の人に聞いても少なくとも40年は今の状態だったということを知りました。内容が贈与で現状と変わらないということですので、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>何か質疑がある方は挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。○番委員どうぞ。</p>
農業委員	今回は、贈与となっていて3条の許可申請になっていますが、相続の場合はどうなるのですか。
議長	事務局をお願いします。
事務局	相続の場合は届出になります。相続手続きの完了後に農業委員会の方に届出をしてもらいます。

農 業 委 員	分かりました。
議 長	他に何かありませんか。
	(質疑なし)
議 長	質疑が無いようですので、採決を行います。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により、議案第44号番号1を、許可することに決定しました。</p> <p>では、続きまして、議案第45号番号1農地法第5条の規定による許可申請についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第45号番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書18ページをお願いします。資料編は4ページになります。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。1 当事者の住所及び職業、2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。3 転用計画は、(1)転用の目的が資材置場。理由の詳細は、事業拡張により現在地が手狭となったため、資材置場を増設するとなっています。(2)利用期間は許可日から20年間で、更新有りとなっています。議案書19ページは、資金計画書になります。20ページ 21ページに通帳の写しを添付しております。22ページは事業計画書になります。</p> <p>23ページ、被害防除計画書です。(1)排水計画の雨水排水につきましても、自然流下。汚水処理、生活雑排水については、なしとなっています。用地造成に伴う被害防除措置については、その他で、砂利敷きにして土砂の流出を防ぐとしています。</p> <p>続きまして、農地区分について説明いたします。資料編の3ページをご覧ください。申請地の農地区分は、まず、市街地にある区域内の農地ではないため第3種農地には該当しません。農地の広がり0.3ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当いたしません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は2種農地と判断できます。</p> <p>議案書24ページをお願いします。第2種農地ですので、候補地比較表を添付しております。候補地のうち不採用の土</p>

		<p>地につきましては、形状および規模の不適を理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。</p> <p>26ページ、27ページに土地の登記事項証明書、28ページと29ページに法人の登記事項証明書、30ページに水利関係承諾書、31ページに農地転用事前協議の回答について、32ページに文化財確認願いについての回答、33ページに字図、34ページに位置図、35ページから37ページまで各種図面になりますので確認をお願いします。以上です。</p>
議	長	では、担当委員の意見ををお願いします。
農 業 委 員		<p>土地のほうは、12月11日に行政書士が書類を持って来て見に行きまして特に問題はありませんでした。図面を見てもらったらわかるように、山林がそこまで迫ってきているようなエリアで、雑木も生えているような状態でした。申請によりますと資材置場にするとのことなので問題ないと思います。</p>
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	<p>質疑が無いようですので、採決を行います。</p> <p>許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員賛成により全員賛成により、議案第45号番号1は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第46号番号1及び番号2農用地利用集積計画の利用権設定について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>議案第46号番号1及び番号2農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。</p> <p>議案書の38ページから42ページまでが利用権設定についての資料になります。資料編は5ページと6ページをご確認ください。2件ありまして、どちらも新規の設定となっております。詳細については、申出書の記載内容をご確認ください。以上です。</p>
議	長	質疑がある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	<p>では、質疑がないようですので採決を行います。</p> <p>承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により、議案第46号、番号1及び番号2は承認されました。</p> <p>次に、議案第47号番号1非農地証明についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号番号1非農地証明についてご説明いたします。議案書の44ページをお願いします。資料編は10ページをお願いします。願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。</p> <p>こちらは、平成11年12月に作業所として農地転用の許可を受けておりますが、その後、転用をしないまま、空き地となっているような状態です。転用許可後は農地としての利用はされておらず、議案書50ページに、20年以上農地として使用されていない旨の上申書が出されています。</p> <p>届出の農地は雑草が繁茂しており、隣接する土地所有者から市の環境課へ通報がされている状況でした。現地確認を行った時は、除草を行った後ではありましたが、土地所有者の管理状況や現地の状況から農地としての復元は困難と思われまます。</p> <p>資料編の8ページをお願いします。申請地については、第3非農地証明書の発行基準の、(2)のアからカの要件を満たしております。以上になります。</p>
議長	<p>担当は私になりますので、私から意見を言います。</p> <p>令和4年11月18日、地主の方と行政書士と現地へ行きました。雑木を切ってはしていましたが、20年以上農地として利用していないとのことでした。農地としての利用はできないと思います。以上です。</p>
議長	この件について、質疑がある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	では、採決を行います。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成により、議案第47号番号1は承認されました。</p> <p>次に、議案第47号番号2非農地証明についてを事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	議案第47号番号2非農地証明について説明いたします。

		<p>議案書の52ページをお願いします。資料編は11ページをお願いします。願出人の住所・氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。議案書の53ページは土地の登記事項証明書ですが、こちらを見ると、昭和62年4月13日に、〇〇番1から分筆となっています。次の54ページに字図を添付しておりますが、届出地の右上、北東側に〇〇-1があり、こちらは田んぼになっています。届出地と、〇〇-1の間は現在、道路になっておりまして、この道路が昭和62年にできる際に元々一つだった田んぼが分筆されて、残った土地になります。届出地は32平米の狭小地で、農地としての利用は困難となっております。</p> <p>資料編の8ページをお願いします。申請地については、第3非農地証明書の発行基準の、(2)のアからカの要件を満たしております。以上になります。</p>	
議	長	担当委員の意見をお願いします。	
農	業	委員	今、事務局より説明があった通りで特に意見はございません。
議	長	何か質疑がある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	質疑が無いようですので、採決を行います。 証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。	
		(全員挙手)	
議	長	<p>全員賛成により、承認されました。</p> <p>次に、報告事項です。</p> <p>報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>報告第25号番号1、専決処分について。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告いたします。</p> <p>議案書の報告の2ページから3ページに届出書、4ページから10ページまで関係書類を添付しています。資料編は12ページになります。転用目的は貸駐車場です。</p> <p>本来、工事の着工は届出の受理後となりますが、届出書を受け付けた時点で、すでに工事が完了しておりましたので、10ページの顛末書を提出いただいております。</p> <p>届出の農地は、市街化区域内の農地であり、届出書類は</p>

揃っており、受理通知書を発行済です。

報告第26号番号1 専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の報告の12ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和4年12月15日に合意解約が成立し、12月31日引き渡しとなっています。13ページに、解約書を添付しています。

続きまして、報告第26号番号2、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の報告の15ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和4年12月16日に合意解約が成立し、令和5年2月1日引き渡しとなっています。16ページに、解約書を添付しています。

続きまして、報告第26号番号3 専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の報告の18ページをお願いします。賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人・賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。契約内容は利用権になります。令和4年12月22日に合意解約が成立し、農地転用許可後の引き渡しとなっています。農地転用許可については、本日の議案にかかっていた分になります。19ページに、解約書を添付しています。

続きまして、報告第26号番号4 専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の報告の21ページをお願いします。こちらも、賃貸借の合意解約となりますが、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約になります。

委員改選後、農地中間管理事業に関連する案件は、本件

がはじめてになるかと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

緑のテキストの10ページを開いてください。農地中間管理機構は、こちらの図のように、農地の出し手と受け手の間に入って、受け皿的役割を担っています。担い手である認定農業者などに農地を集積、集約化していくことが目的となっています。

出し手のメリットとしては、賃借料が機構からの振込になりますので、確実に受け取ることが出来るという点や、一定の要件を満たす場合には固定資産税の減額や協力金が交付されます。

受け手のメリットとしては、複数の所有者から農地を借りている場合に、契約を一本化できる点などがあります。

福岡県では農地中間管理機構として、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が指定をされております。

議案の説明に戻ります。議案書21ページをお願いします。こちらは、農地中間管理機構になります福岡県農業振興推進機構と農地の受け手である賃借人との契約の解除になります。

賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。令和4年11月28日に合意解約が成立し、令和5年1月31日に土地の引き渡しとなっています。

続けて、報告第26号番号5、専決処分について。農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

報告の24ページをお願いします。こちらは農地の出し手である賃貸人と機構との契約解除の通知になります。

賃貸人の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。合意成立日や土地の引き渡しの時期は、先ほどの番号4と同じです。報告26号については以上になります。

続いて、報告第27号番号1、専決処分について。農地法施行規則第29条第1項第1号（農業用倉庫）の届出書について報告します。

報告の25ページの届出書をご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号は、農地転用の制限の例外が規定されてお

	<p>りまして、農地を利用するために必要な農道や、2アール以下の農業用施設や駐車場は、届出を行うことで、転用許可は不要となっております。</p> <p>28ページから36ページまで関係書類を添付しています。</p> <p>こちらは、農業用倉庫になりますので、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定されている農業用施設に該当します。以上です。</p> <p>報告第28号番号1、専決処分について。農地改良行為届出書について報告します。</p> <p>報告の38ページをお願いします。前の報告と届出者は同一になります。田として利用していた農地を盛り土し、農業用倉庫を建設し、その周辺は、畑として使用をされるとのこと。報告事項は以上です。</p>
議長	次に、その他、申請書類の様式変更について事務局より説明をお願いします。
事務局	(申請書類の様式変更について説明)
農業委員	先程、非農地証明願の説明で、旧様式で申請の場合は押印が必要なんですか。
事務局	農業委員の確認印は押していただきたいのですが、それ以外の印はなくても受け付けるようにしたいと思います。
議長	他に何か質問等ございませんか。 なければ、これで本日の総会を閉会します。 次回は2月8日(水)9時30分からです。 お疲れ様でした。
	10時 20分 閉会